

ブラジルにおけるABSへの対応について

2020年度 第6回 ABS講習会 2020年8月26日

アイ・シー・ネット株式会社

本資料は農林水産省「平成30年度気候変動等に対応した海外遺伝資源の取得に係る枠組み構築委託事業」において調査・収集した情報を基に作成しました。

ブラジルの国際条約への加盟状況

生物多様性条約（CBD）

1992年6月5日署名

1994年2月28日批准

1994年5月29日締約国

名古屋議定書（NP）

2011年2月2日署名

食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）

2002年6月10日署名

2006年5月22日批准

2006年8月20日締約国

遺伝資源関連法令の整備状況

遺伝財産に関する法律（2015年5月20日付法律第13123号）

- 遺伝財産 (patrimônio genético) または関連する伝統的知識へのアクセス、それから生じる利益配分を定めた法律。
- 利益配分については売り上げの1%と定めている。
- 遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスのためには、アクセス登録を行う。
- 食品と農産物に関しては、ITPGR（食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約）に従う。（法令13123第46条）

法律第13123号の運用詳細に関する規定（2016年5月11日付政令第8772号）

- 「遺伝財産に関する法律」の実施のための細則を定めた政令
- アクセス登録を行うための手続き等について定めている

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

遺伝財産 (patrimônio genético) の定義

「ブラジルの遺伝財産に関する法律（2015年法律13123号）」

「植物、動物、微生物またはその他の種の遺伝的起源（origem genética）の**情報**であって、**当該生物の代謝から生じる物質を含む**」

ブラジルの遺伝財産にアクセスする際の留意点（1）

- ブラジルの遺伝財産には「**情報**」も含まれることから、CBD等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要。（法律第13123号第2条1）（植物、動物、微生物またはその他の種の遺伝的起源（origem genética）の情報であって、当該生物の代謝から生じる物質を含む）
- 遺伝財産への**アクセス**は**遺伝財産のサンプルに対する研究または技術開発を意味**しており、CBD等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要。（法律第13123号第2条VIII）
- 海外の企業がブラジルの遺伝財産及び関連する伝統的知識にアクセス（研究・技術開発）するにあたっては、**ブラジルの科学技術研究機関とのパートナーシップ**が必要。（法律第13123号第12条II）
- 伝統的知識国家管理システム（SisGen）へのアクセス登録はブラジルのパートナーが行う。（政令第8772号第22条）

ブラジルの遺伝財産にアクセスする際の留意点（2）

- **法律第13123号が発効する前に行われたアクセス**（研究・技術開発）及び経済的開発についても、以下により同法律が適用されるので注意が必要。（法律第13123号第37条、政令第8772号第2条）
 - 2000年6月30日から2015年11月17日の間に行われたアクセス（研究・技術開発）及び経済的開発は、登録を可能とした日から数えて1年以内に法律第13123号及び政令第8772号に適合させること。
 - 2000年6月30日より以前のアクセス（研究・技術開発）の場合には、管轄省庁の要請があった場合には、それらの行為が2000年6月30日より前に終了していたことを証明する必要がある。

ブラジルの遺伝財産にアクセスする際の留意点 (3)

送付 (remessa) とサンプルの発送 (envio de amostra) の違い

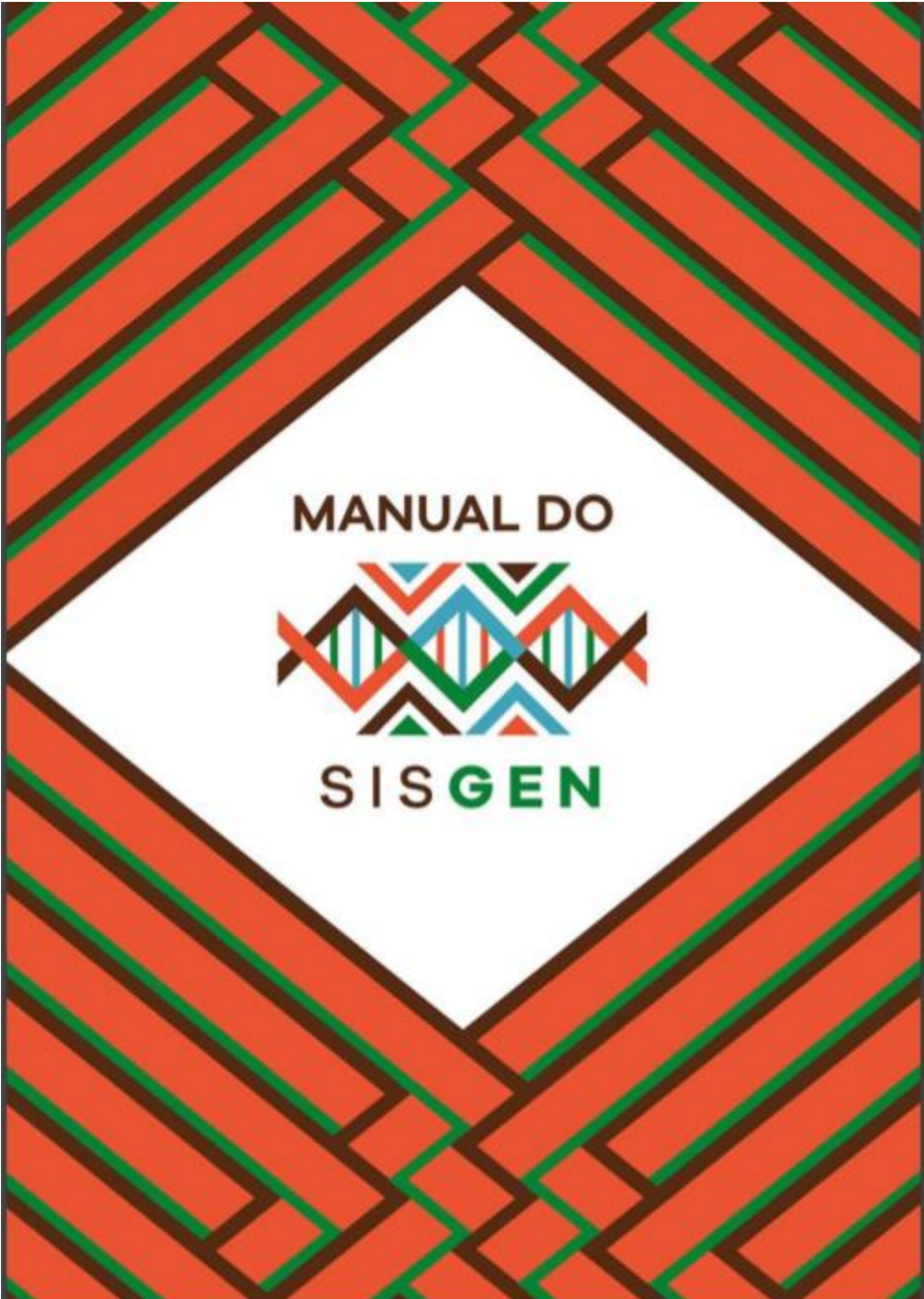
送付：アクセスを目的とした、国外所在機関に対する遺伝財産のサンプルの移転であり、サンプルに係る責任は受取人に移転される

サンプルの発送：研究または技術開発の一環としての、国外でのサービス提供のための遺伝財産を含むサンプルの発送であり、サンプルに対する責任はブラジル内でのアクセス実施者が負う

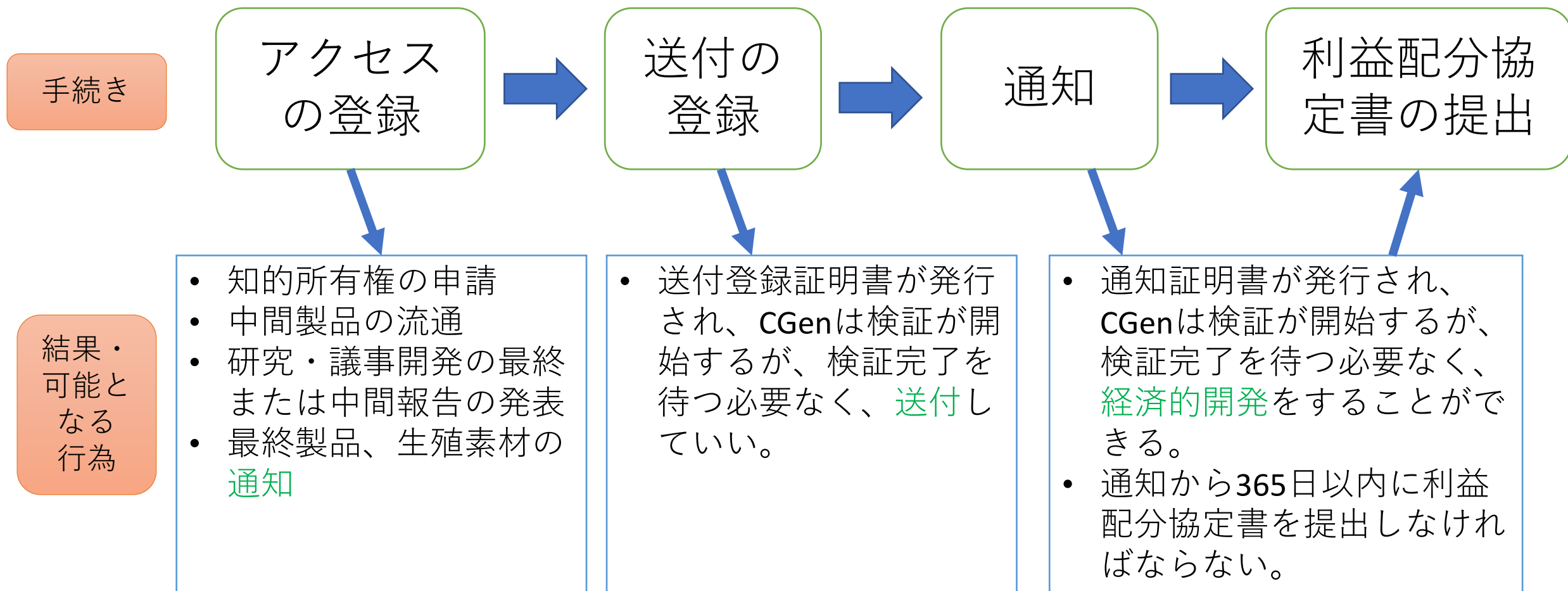
遺伝財産及び関連する伝統的知識国家管理システム

Sistema Nacional de Gestão do Patrimônio Genético e do Conhecimento Tradicional Associado (SisGen)

- 2016年5月11日付け政令8772号により、遺伝財産管理審議会（Cgen）の遺伝財産及び関連する伝統的知識の管理を助けるための電子的な道具として作られたシステム
- 遺伝財産管理審議会（Cgen）の事務局により運営されている
- **On-lineによる受付は、2017年11月6日より可能となった。**



ブラジルにおける遺伝資源へのアクセスとそこから生じる最終製品の経済的開発利用手続きの手順



日本からブラジルの遺伝財産にアクセスするための手順（1）

法律13123号 第11条第1項：

- 外国籍の自然人による遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスは禁止
- 日本の研究者がブラジルで単独で遺伝資源、関連する伝統的知識へアクセスすることは不可能（パートナーが必要）

法律13123号 第12条：

- ブラジルに存在する遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスおよび当該アクセスから生じる最終製品または生殖素材の経済的開発に必要とされている「登録」（**cadastro**）を要する5つのケースのうち、以下の2つのケース（IIとIV）が該当する。

I. 自然人または公立もしくは民間を問わず国内の法人がわが国で行う、遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセス；

II. 国内の公立または民間の科学技術研究機関と結びつきがあり、国外に本拠地を有する法人による遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセス；

III. 自然人または公立もしくは民間を問わず国内の法人が国外で実施する、遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセス；

IV. 本条冒頭II号およびIII号の場合に、アクセスを目的とした遺伝財産のサンプルの国外への送付 (remessa) ；

V. 研究および技術開発の一環での国外におけるサービス提供を目的とした、公立または民間を問わず国内の法人による遺伝財産を含むサンプルの発送 (envio)

日本からブラジルの遺伝財産にアクセスするための手順（2）

政令8772号 第4章第2節：

- ブラジルの科学技術研究機関と結びつきのある日本法人の場合には、IIにより、**アクセス登録**(cadastro de acesso)することが必要となる。

政令8772号 第4章第3節：

- 次にIIのより得た遺伝財産のサンプルを、アクセスを目的として、日本に送る場合には、IVより、**送付登録**(cadastro de remessa)をすることが必要となる。

日本からブラジルの遺伝財産にアクセスするための手順（3）

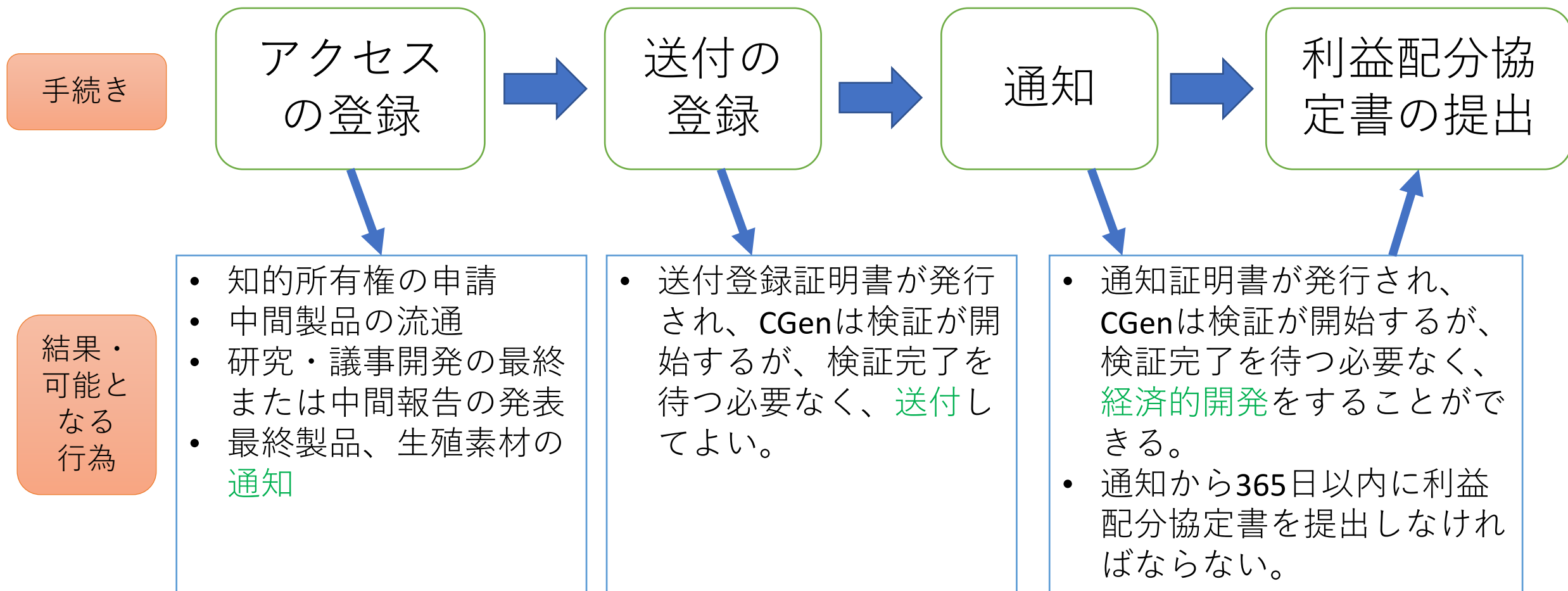
政令8772号 第4章第6節第33条：

- 日本の法人（利用者）がアクセスから最終製品または生殖素材の経済的開発に進む際には、経済的開発を始める前に、**通知**（notificação）をする必要がある。

政令8772号 第4章第6節第34条：

- 通知から365に日以内に**利益配分計画を提出**する必要がある

ブラジルにおける遺伝資源へのアクセスとそこから生じる最終製品の経済的開発利用手続きの手順



アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第2節第22条：遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスの登録のためには、国内の個人または法人はSisGenの電子様式へ入力しなければならず、以下が求められる：



アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第2節第22条
I-利用者の識別情報



Tipo de Usuário e Responsável pelo cadastro

Tipo de Usuário:

Independente

Responsável pelo cadastro

Adicionar + *

CPF	Habilitado		
	Sim		

法人
もしくは
自然人
(Independente)

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第2節第22条

II-以下を含む、研究または技術開発の活動に関する情報

i) 存在する場合は、提携している国内機関の識別情報

Parceria com instituição Nacional

Adicionar +

法人納税番号

人名

住所

代表者名

電話番号

Eメール

外国法人・支配株主の

現地法人か

Parceria com instituição nacional

CNPJ:

*

Nome da Instituição

*

Estado:

*

Município:

*

Cep:

*

Endereço:

*

Nome para Contato:

*

Telefone:

*

Email:

*

Esta instituição possui acionistas controladores ou sócios que são pessoas naturais ou jurídicas estrangeiras?

*

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第2節第23条

第22条に規定する様式の記入が終了し次第、SisGen はアクセス登録証明を自動的に発行する。

ATIVIDADE DE ACESSO

Novo Cadastro

Acessos Cadastrados

Identifique o cadastro que deseja alterar e clique no ícone da coluna 'Editar'.

ID	Tipo de Usuário	Objeto do Acesso	Título do Projeto	Data do Cadastro	Situação	Editar	Visualizar	Comprovante	Certidão	Atestado
A454	Ministério	PG_e_CTA	PG e CTA id - P&DT	03/10/2016 10:53:55	Concluído					

アクセス登録

状態
完了

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第3節第25条

遺産財産の**サンプルの送付登録**を実行するために、国内の個人または法人は以下のものが要求されるSisGenの電子的様式に記入すること：

I-以下のものの識別情報：

a) **送付主**

Tipo de Usuário: *

Responsável pelo cadastro

*

CPF	Habilitado		
	Sim		

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第3節第25条

遺伝財産のサンプルの送付登録を実行するために、国内の個人または法人は以下のものが要求されるSisGenの電子的様式に記入すること：

III -国内の個人または法人と国外に本部を置く法人との間で交わされた**素材移転の条件を定めた文書 (TTM)**

**Termo de Transferência de Material:
Anexar Documento**

Escolher arquivos Nenhum arquivo selecionado *

素材移転の条件を
定めた文書
(TTM) の添付

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第3節第26条





第25条に述べる様式への記入が完了し次第、SisGen は送付登録証明書を自動的に発行する。

REMESSA

Novo Cadastro

Remessas Cadastradas

Identifique o cadastro que deseja alterar e clique no ícone da coluna 'Editar'.

ID	Tipo de Usuário	Data	Situação	Editar	Visualizar	Comprovante	Certidão
R63E		18/11/2016 15:05	Concluído				

送付の登録

状態
完了

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第6節第34条

遺伝財産または関連する伝統的知識にアクセスした結果として得られた最終製品または生殖素材の通知を行うため、利用者は以下を要求するSisGenの電子様式に入力する:

I—申請者の個人または法人の識別情報;

新規通知

利用者の識別

アクセス/送付登録番号

NOTIFICAÇÃO DE
PRODUTO

Novo Cadastro



Notificações
Cadastradas

Tipo de Usuário:

Independente

Responsável pelo cadastro

Adicionar +

CPF	Habilitado		
	Sim		

Número de Cadastro de Acesso/Remessa

Adicionar +

Número de cadastro de acesso/remessa:

Limpar

Salvar

Cancelar

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第6節第34条

遺伝財産または関連する伝統的知識にアクセスした結果として得られた最終製品または生殖素材の通知を行うため、利用者は以下を要求するSisGenの電子様式に入力する:

IX 利益配分の方式

Modalidade da Repartição de Benefícios:

Selecione ▼ *

Produto permanece sendo explorado economicamente?

Selecionar ▼ *

利益配分の方法

経済的開発中か、
商業化前か

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第6節第34条

遺伝財産または関連する伝統的知識にアクセスした結果として得られた最終製品または生殖素材の通知を行うため、利用者は以下を要求するSisGenの電子様式に入力する:

X—該当する場合には、[利益配分協定の提出](#)

Modalidade da Repartição de Benefícios:

Isto

Selecione

Isto

Declaração de Enquadramento de Isenção:

Anexar Documento:

Escolher arquivo

Nenhum ...cionado *



免除か否か

免除申告書の添付

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第6節第34条

遺伝財産または関連する伝統的知識にアクセスした結果として得られた最終製品または生殖素材の通知を行うため、利用者は以下を要求するSisGenの電子様式に入力する:

X—該当する場合には、利益配分協定の提出
[金銭的な利益配分の場合](#)

会計年度

年間売上

配分額

配分支払い証明書
類の添付

Ano Fiscal:

Receita Líquida Anual Obtida com a Exploração Econômica:

Comprovação da Receita Líquida Auferida:
Anexar Documento:
 Nenhum arquivo selecionado

Valor da Repartição de Benefícios:

Comprovante de Pagamento da Repartição de Benefícios:
Anexar Documento:
 Nenhum arquivo selecionado

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第6節第34条

遺伝財産または関連する伝統的知識にアクセスした結果として得られた最終製品または生殖素材の通知を行うため、利用者は以下を要求するSisGenの電子様式に入力する:

X—該当する場合には、利益配分協定の提出

非金銭的な利益配分の場合

利益配分協定書の添付
利益配分の要約

スケジュール

会計年度
年間売上
年間売上証明書類の添付
非金銭的な活動が利益配分と等しいことを証明する書類の添付

Acordo de Repartição de Benefícios:

Anexar Documento:

Escolher arquivo Nenhum arquivo selecionado

Resumo da Proposta de Repartição de Benefícios:

Cronograma

Adicionar +

Destinação da Repartição de Benefícios:

Selecione

Data de Assinatura:

dd/mm/aaaa

Vigência do Acordo:

Início

Fim

Ano Fiscal:

2016

Receita Líquida Anual Obtida com a Exploração Econômica:

Comprovação da Receita Líquida Auferida:

Anexar Documento:

Escolher arquivo Nenhum arquivo selecionado

Comprovante da Equivalência com a Receita Líquida:

Anexar Documento:

Escolher arquivo Nenhum arquivo selecionado

Limpar

Salvar

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第6節第34条

遺伝財産または関連する伝統的知識にアクセスした結果として得られた最終製品または生殖素材の通知を行うため、利用者は以下を要求するSisGenの電子様式に入力する:

X—該当する場合には、利益配分協定の提出

起源が特定できない関連する伝統的知識の金銭的な利益配分の場合

会計年度

年間売上

配分額

配分支払い証明書
類の添付

Ano Fiscal:

2016

Receita Líquida Anual Obtida com a
Exploração Econômica:

Comprovação da Receita Líquida Auferida:

Anexar Documento:

Escolher arquivo Nenhum arquivo selecionado

Valor da Repartição de Benefícios:

1% do Valor da Receita

Comprovante de Pagamento da Repartição
de Benefícios:

Anexar Documento:

Escolher arquivo Nenhum arquivo selecionado

Limpar

Salvar

政令第4章第6節第34条

遺伝財産または関連する伝統的知識にアクセスした結果として得られた最終製品または生殖素材の通知を行うため、利用者は以下を要求するSisGenの電子様式に入力する:

X—該当する場合には、利益配分協定の提出
起源が特定できる関連する伝統的知識の金銭的/非金銭的な利益配分の場合

利用者
 納税者番号
 名前
 生年月日
 連絡先
 責任者の書類

提供者
 名前
 生年月日
 連絡先
 共同体の社会的代表者

Sobre os Signatários do Acordo de Repartição de Benefícios.

Do Usuário:

Adicionar + *

CPF: *

Nome (Completo): *

Data de Nascimento: *

Telefone: *

E-mail: *

Documento que Comprova que o Signatário possui Poderes para Representar a Instituição:

Anexar Documento:

Nenhum arquivo selecionado *

Signatários do Acordo de Repartição de Benefícios – Do Usuário: Informe os signatários do acordo representantes do usuário, além de apresentar documento que comprove que signatário possui poderes para representar a instituição.

Do Provedor:

Adicionar + *

Selecione: *

Nome Completo: *

Data de Nascimento: *

Telefone: *

E-mail: *

Representação Social na Comunidade: *

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第6節第34条

遺伝財産または関連する伝統的知識にアクセスした結果として得られた最終製品または生殖素材の通知を行うため、利用者は以下を要求するSisGenの電子様式に入力する:

X—該当する場合には、利益配分協定の提出

起源が特定できる関連する伝統的知識の金銭的/非金銭的な利益配分の場合（続）

利益配分
協定の目的
利益配分の提案の要約
スケジュール

Sobre a Repartição de Benefícios.

Objeto do Acordo:

Resumo da Proposta de Repartição de Benefícios:

Cronograma de Execução da Repartição de Benefícios:

Início Fim

Montante de Recursos da Repartição de Benefícios:

Data de Assinatura:

dd/mm/aaaa

Vigência do Acordo:

Início Fim

Foro:

アクセスの登録

送付の登録

通知

利益配分協定書の提出

政令第4章第6節第35条

第34条に述べる様式への記入が終わり次第、SisGenは通知証明書を自動的に発行する。

NOTIFICAÇÃO DE PRODUTO

Novo Cadastro

Notificações Cadastradas

O SisGen exibirá a lista de notificações vinculadas ao usuário.

ID	Tipo de Usuário	Tipo de Produto	Data	Situação	Situação da RB	Prazo de Apresentação do ARB	Editar	Visualizar	Comprovante	Certidão
N46	Instituição	Produto Acabado	18/11/2016 15:34:00	Ativa	Pendente	N/A				
N99	Instituição	Material Reprodutivo - Para Atividades Agrícolas (último elo da cadeia produtiva)	18/11/2016 15:34:00	Aguardando Acordo de Repartição de Benefícios	Pendente	365				

Situaçãoの欄に以下の4項目のいずれが記される。

Ativa：検証中。登録から60日間

Aguardando Acordo de Repartição de

Benefícios：利益配分協定書が未提出

Cancelada：利益配分協定書が365日以内の期限内に提出されなかったために、CGenにより通知がキャンセルされた

Concluída：最終製品または繁殖物質の経済的開発がすでに無くなっており、利益配分も終了した状態。この場合、本通知は不要である。

SisGenの利用状況

	2017年11月6日～ 2018年3月8日	2017年11月6日～ 2019年8月2日
使用者 (Usuários)	1.733	25.795
機関 (Instituições)	99	808
アクセス登録 (Cadastros de Acesso)	662	48.364
送付登録 (Cadastros de Remessa)	36	661
生産物の通知 (Notificação de Produto)	16	1.660

ブラジル担当者の評価・見解 (1)

- ブラジルの制度が目指すのは、利益配分の正当性、シンプルで迅速なプロセス、異なるセクターの関与による共同努力の促進、イノベーションを促進する環境作り、国家生物多様性インフラストラクチャーの維持、結果重視（利益）、追跡可能性（トレーサビリティ）
- アクセスの定義を「情報の利用」にフォーカスしたことは新しくユニークであることは認識している。
- 研究、技術開発において、物質そのものを利用するにせよ、データベースにある遺伝子配列情報を利用するのにせよ、大きな問題ではないと考えている。政府としてはそのことにより、施行が容易であると考えている。
- 他国の法令では定義付けないようなことについても明記しており、ユーザーフレンドリーであると言える

ブラジル担当者の評価・見解 (2)

- 利益配分について、多くの除外が規定されているが、ブラジルの企業側は遺伝遺産の利用により利益配分をしてリーズナブルな金額を支払うほうがリスクを冒すよりは良いと新法令を評価している
- SisGenを改定する予定である。利用者からのフィードバックも集まっており、スプレッドシートからデータを入力、他の電子システムとの統合、英語版とスペイン語版、利益配分の支払いシステムとの統合などを含める。
- 第38代大統領ジャイール・ボルソナーロ氏の就任（2019年1月1日）に伴う、新環境大臣（リカルド・ディ・アキノ・サレス氏）の就任。環境政策の見直し？

ご清聴ありがとうございます。

2020年度 第6回 ABS講習会 2020年8月26日

お問合せ先：
アイ・シー・ネット株式会社
田畑真
tabata.makoto@icnet.co.jp